

平成18年5月9日

「**剩余金の配当基準日等に関する通知書**」のご提出のお願い

株式会社名古屋証券取引所
自主規制グループ

1. 当該通知書の提出が必要な剩余金の配当の取締役会決議

定款に明示されている基準日とは別に、定款の定めに従って剩余金の配当の基準日を取締役会で決議した場合

2. 提出期限

取締役会の決議後、直ちにご提出ください。

3. 提出方法

「**上場会社通信**」にログイン後、メニューの**提出書類様式・提出**を選択し、提出書類一覧の中から**剩余金の配当基準日等に関する通知書**を選択してください。

以上

剩余金の配当基準日等に関する通知書

平成 年 月 日提出

株式会社名古屋証券取引所

代表取締役社長

殿

会社名	印
代表者の	
役職氏名	印
(コード番号	名証第 部)
(事業年度の末日	月 日)

平成 年 月 日開催の取締役会において、剩余金の配当の基準日等について、下記のとおり決議したので通知します。

記

剩余金の配当基準日等について

(1) 基 準 日 平成 年 月 日

(2) 配 当 金 額 1株当たり 円 錢 (未定の場合は「未定」とご記載ください。)

(3) 公告予定日 平成 年 月 日

(4) 公告掲載方法 電子公告 ・ 新聞広告 (掲載紙: _____ 新聞)

(どちらかを で囲んでください。また新聞広告の場合掲載紙の名称をご記載ください。)

以 上

この書類は、剩余金の配当に関して、定款に具体的な日付のある日以外の日を剩余金の配当の基準日として決議した場合にご提出ください。